

令和2年1月16日（木）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長
梅田 浩史（内線2389）
課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）
主査 柳川 愛実（内線2932）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3595）2257

報道関係者各位

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

1月14日、神奈川県内の医療機関から管轄の保健所に対して、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がある肺炎の患者が報告されました。この方については、1月6日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があり、その後、原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度（疑似症サーベイランス）に基づき報告されたものです。

当該患者の検体を国立感染症研究所（村山庁舎）で検査したところ、昨日（1月15日）20時45分頃に新型コロナウイルス陽性の結果が得られました。新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で確認されたのは初めてです。

本件について、積極的疫学調査を行うとともに、世界保健機関（WHO）等の関係機関と協力し、リスク評価を進めてまいります。

概要

- 年代：30代
- 性別：男性
- 居住都道府県：神奈川県
- 症状：1月3日から発熱あり。
1月6日に中華人民共和国湖北省武漢市から帰国。同日、医療機関を受診。
1月10日から入院。
1月15日に症状が軽快し、退院。
- 滞在国内：中華人民共和国（湖北省武漢市）
- 滞在国内での行動歴：本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。中国において、詳細不明の肺炎患者と濃厚接触の可能性がある。

◆国民の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス関連肺炎に関するWHOや国立感染症研究所のリスク評価によると、現時点では本疾患は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな証拠はありません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

（その他）

○今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

（参考）コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

令和2年1月24日（金）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長
梅田 浩史（内線2389）
課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）
主査 柳川 愛実（内線2932）
（代表電話）03（5253）1111

報道関係者各位

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

本日（1月24日）1時頃に、国立感染症研究所より、一般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。この患者は、中華人民共和国湖北省武漢市在住の旅行者であり、1月20日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があったとして、報告がされたものです。新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されたのは2例目です。本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

概要

- （1）年代： 40代
 - （2）性別： 男性
 - （3）居住地： 中華人民共和国（湖北省武漢市）
 - （4）症状、経過：
 - 1月14日から発熱あり。
 - 1月15、17日に医療機関を受診し肺炎の診断はなく、経過観察
 - 1月19日に来日（症状は落ち着いていた）
 - 1月20日に医療機関を受診し、肺炎の診断なく、経過観察
 - 1月22日発熱、咽頭痛が持続するため、医療機関を受診し、肺炎像を認め、東京都内医療機関に転院し、現在入院中。
 - （5）行動歴： 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。
- 中国において、肺炎患者との明確な接触は確認できていない。
本人は、同行者と別の部屋に宿泊しており、ほぼ常に部屋に滞在していた。
なお、移動時にはマスクを着用していたとのこと。

◆国民の皆様へのメッセージ

今後とも各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫所で必ず申し出下さい。また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

（その他）

○今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。
なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

（参考）コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

令和2年1月25日（土）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長
梅田 浩史（内線2389）
課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）
主査 柳川 愛実（内線2932）
（代表電話）03（5253）1111

報道関係者各位

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

本日（1月25日）13時頃に、東京都健康安全研究センター及び国立感染症研究所より、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。

この患者は、中華人民共和国湖北省武漢市在住の旅行者であり、1月23日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があったとして、報告がされたものです。

新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されたのは3例目です。

本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

なお、本件に関する記者会見を17時から行います。

概要

- （1）年代： 30代
- （2）性別： 女性
- （3）居住地： 中華人民共和国（湖北省武漢市）
- （4）症状、経過：

1月18日に来日（このときは症状なし）。

1月21日夜から発熱と咳が出現。

1月23日に東京都内の医療機関を受診。

- （5）行動歴： 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。

中国において、肺炎患者との明確な接触は確認出来ていない。

なお、移動時にはマスクを着用していたとのこと。

（その他）

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

（参考）コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

令和2年1月26日（日）

【照会先】

健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長
梅田 浩史（内線2389）
課長補佐 加藤 拓馬（内線2373）
主査 柳川 愛実（内線2932）
（代表電話）03（5253）1111

報道関係者各位

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

本日（1月26日）18時頃に、国立感染症研究所より、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の症例の報告がありました。この患者は、中華人民共和国湖北省武漢市在住の旅行者であり、1月24日にご本人が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があったとして、報告がされたものです。新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が国内で確認されたのは4例目です。本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。なお、本件に関する記者会見を21時から行います。

概要

- （1）年代： 40代
- （2）性別： 男性
- （3）居住地： 中華人民共和国（湖北省武漢市）
- （4）症状、経過：
1月22日に来日（症状なし）。
1月23日から発熱。
1月24日、症状が続き、関節痛も出現したため愛知県内の医療機関を受診。レントゲン及びCTで肺炎像が認められたため入院。
1月26日、発熱はあるものの容態は安定している。
- （5）行動歴： 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場（華南海鮮城）には立ち寄っていない。
中国において、肺炎患者との明確な接触は確認出来ていない。なお、移動時にはマスクを着用していたとのこと。

◆国民の皆様へのメッセージ

- 今後とも各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫所で必ず申し出下さい。また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

（その他）

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

（参考）コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるSARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

○国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和2年1月26日時点版)

(一般向け)

1. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？
中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。
詳細は以下のページを参照ください。
厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
2. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？
新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。
過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。
3. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？
潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。
参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>
4. 発生状況や死亡者数は？
最新の状況については、厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況につ

いて」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 予防法はありますか？
一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いします。

6. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？
入国してから 2 週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

7. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？
検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページや Twitter で国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所 FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省 Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

(自治体・医療従事者等の専門家向け)

8. コロナウイルスはどのようなウイルスですか？
発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

9. 診断方法にはどのようなものがありますか？
診断方法としては、核酸増幅法（PCR法など）がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

10. 鑑別を要する疾患は何ですか？
肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

11. どのような治療方法がありますか？
有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

12. 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？
手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることが分かっています。詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

13. 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？
検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。
詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
14. 疑似症の届出は必要ですか？
武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>
15. 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？
疑似症定点へご紹介いただき、届け出る必要があります。疑似症定点についてはお近くの保健所または都道府県にお問い合わせください。
届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-07-01.html>
16. 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？
疑似症サーベイランスにおける国立感染症研究所への検査依頼の窓口は、国立感染症研究所感染病理部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。

狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、狛江市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び職員)

第2条 狛江市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 狛江市新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 狛江市新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 前3項に規定する職員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(部)

第3条 本部長は、本部に部を置く。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、部長は部の事務を掌理する。

(会議)

第4条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成25年3月29日
規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(本部長)

第3条 本部長は、市長をもって充てる。

(副本部長)

第4条 狛江市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 狛江市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、児童青少年部長、環境部長、都市建設部長、教育部長及び狛江消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者をもって本部員に充てることができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部内の連絡調整を図るため、本部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部に属する本部の職員のうちから当該部の部長が指名する。

(本部派遣員)

第7条 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げるもの（以下「指定地方行政機関等」という。）の長、代表者又は管理者（指定地方行政機関等の長、代表者又は管理者が指定する者を含む。）に対し、当該指定地方行政機関等の職員の本部への派遣その他の本部の事務への協力を求めることができる。

- (1) 指定地方行政機関
- (2) 自衛隊
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関
- (4) 東京都及び他区市町村

2 前項第1号から第3号までに掲げる指定地方行政機関等に職員の派遣を要請するときは、東京都知事を経由して行うものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りではない。

3 本部長は、本部派遣員（前項の規定により本部への派遣その他の本部の事務への協力を行う指定地方行政機関等の職員をいう。）に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（部）

第8条 部の名称、部長に充てる職及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部の編成に関して必要な事項は、部長が別に定める。

（会議の構成）

第9条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

（会議の審議事項）

第10条 会議において、次に掲げる事項について本部の基本方針を策定する。

- (1) 狛江市の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 東京都、他区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(本部連絡員調整会議)

第 11 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部連絡員による調整を行うための会議を招集することができる。

(職務権限)

第 12 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則 (平成 26 年 4 月 9 日規則第 21 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 8 条関係)

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
企画財政部	企画財政部長	(1)報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 (2)広報及び広聴に関すること。 (3)写真等による情報の収集及び記録に関すること。 (4)在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 (5)新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 (6)新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること。 (7)支払資金の把握及び確保に関すること。

		<p>(8)財務会計システムの維持に関する こと。</p> <p>(9)その他特命に関すること。</p> <p>(10)新型インフルエンザ等発生時にお ける他部の応援に関すること。</p>
総務部	総務部長	<p>(1)本庁舎の維持管理に関すること。</p> <p>(2)本庁舎の相談窓口設備等の設置に 関すること。</p> <p>(3)車両の調達に関すること。</p> <p>(4)基盤システムの維持に関するこ と。</p> <p>(5)市民生活の安心安全に関するこ と。</p> <p>(6)水防活動の維持に関すること。</p> <p>(7)野外収容施設の設営に関するこ と。</p> <p>(8)職員の感染予防等に関すること。</p> <p>(9)職員の予防接種（特定接種）の実 施に関すること。</p> <p>(10)職員の動員及び給与に関するこ と。</p> <p>(11)市有施設の工事の安全管理に関す ること。</p> <p>(12)新型インフルエンザ等発生時にお ける他部の応援に関すること。</p>
市民生活部	市民生活部長	<p>(1)市税の基幹業務システムの維持管 理に関すること。</p> <p>(2)小企業及び農業団体等との調整に 関すること。</p> <p>(3)新型インフルエンザ等発生時にお ける他部の応援に関すること。</p>

<p>福祉保健部</p>	<p>福祉保健部長</p>	<p>(1)社会福祉施設等における感染防止等に関すること。</p> <p>(2)高齢者及び障がい者等の支援に関すること。</p> <p>(3)本部に関すること。</p> <p>(4)関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(5)情報等の収集及び提供に関すること。</p> <p>(6)相談体制の整備，調整及び運営に関すること。</p> <p>(7)社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。</p> <p>(8)登録事業者の予防接種（特定接種）の連絡調整に関すること。</p> <p>(9)新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関すること。</p> <p>(10)感染予防策の広報に関すること。</p> <p>(11)市民，医療機関等からの相談に関すること。</p> <p>(12)予防接種に係る連絡調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。</p> <p>(13)抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。</p> <p>(14)家畜伝染病のまん延防止に関すること。</p> <p>(15)遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。</p> <p>(16)その他保健衛生及び医療に関すること並びに新型インフルエンザ等対策の連絡調整に関すること。</p>
--------------	---------------	---

児童青少年部	児童青少年部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私立保育園，私立幼稚園等との連絡調整に関する事。 (2) 児童福祉施設の感染予防等に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
環境部	環境部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園の維持管理に関する事。 (2) 鳥獣の監視に関する事。 (3) 下水道機能の維持管理に関する事。 (4) 資源の使用抑制に関する事。 (5) ごみの排出抑制に関する事。 (6) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
都市建設部	都市建設部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び河川の維持管理に関する事。 (2) 市が行う都市整備事業等に係る工事の安全管理に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
教育部	教育部長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育施設の感染予防等に関する事。 (2) 東京都教育庁との連携に関する事。 (3) 教育課程の編成及び各種システムの維持に関する事。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。